

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和元年 11月23日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和元年11月23日（土） 午前10時06分から 午前10時22分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 1人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和元年11月23日(土)
午前10時06分から
午前10時22分まで
朝霞市役所 大会議室(奥)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

朝霞市議会議員一般選挙関係

- 議案第127号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- 議案第128号 選挙人名簿から抹消することについて
- 議案第129号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第130号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第131号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第132号 投票所の投票立会人の選任について
- 議案第133号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田昭司
委員長職務代理	加藤洋子
委員	曾根田晴美
委員	門傳忠二

事務局(3人)

事務局	選挙管理委員会事務局長	渡辺淳史
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高田隆男
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第127号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第128号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 議案第129号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第130号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第131号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第132号 投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第133号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について
- ・ 令和元年11月23日選挙時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 別紙

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

雨の中、定例会に御参集いただきましてありがとうございます。

初めに、去る10月27日執行の参議院埼玉県選出議員補欠選挙につきましては、委員各位、選挙管理委員会事務局並びに多くの皆様の御尽力によりまして、無事に管理執行することができました。衷心より感謝申し上げます。台風等の影響はあったにせよ、異例の低投票率を招いたことを深刻に受け止め、地道な啓発活動が必要であると存じます。引き続き、啓発に努めてまいりたいと存じます。

2点目は、明日24日は、朝霞市議会議員一般選挙の告示日です。遺漏のない体制で臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ただいま傍聴希望の方がお見えでございます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

（異議なし、の声）

御異議なしと認めます。

よって、傍聴を許可いたします。

では、どうぞ。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

委員会規程第19条の規定によりまして、加藤職務代理をお願いいたします。

○加藤職務代理

はい、分かりました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第127号 選挙人名簿に登録する者について

議案第128号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程４、議題でございます。朝霞市議会議員一般選挙関係でございます。

議案第１２７号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。並びに議案第１２８号、選挙人名簿から抹消することについて。両件につきましては、関連がございますので一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第１２７号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

令和元年１２月１日執行の朝霞市議会議員一般選挙における公職選挙法第２２条第２項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年１１月２３日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

男４７９人、女４２６人、計９０５人となっています。

続きまして、議案第１２８号になります。選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第２８条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年１１月２３日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男４３２人、女３５４人、計７８６人となっています。

１枚おめくりいただきまして、今回の選挙時登録概要の資料を付けてございます。

まず、選挙人名簿への登録につきましては、転入が令和元年７月１０日から令和元年８月２３日までの届けの方になっております。それから、年齢につきましては、平成１３年１０月２９日から平成１３年１２月２日のお誕生日の方までが入っております、人数につきましては、先ほどの議案第１２７号で申し上げた人数になっております。

続きまして、２の選挙人名簿からの抹消につきましては、まず、転出等につきましては、令和元年６月９日から令和元年７月２２日まで。死亡につきましては、令和元年１０月１０日から令和元年１１月２３日までとなっております、人数につきましては、先ほどの議案第１２８号の人数となっております。

市内転居につきましては、１１月５日までのものにつきまして処理をしております。

それから、選挙権を有する者の５０分の１の数、６分の１の数及び３分の１の数につきましては、それぞれ下段のところに記載してございます。

裏面を御覧ください。各投票区ごとの一覧を付けておりまして、第１投票区の第一小学校から、第２３投票区の朝霞たちばな幼稚園までの男女、それから合計を記してございまして、今回の選挙人名

簿登録者数は、115, 145人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに議案第127号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第127号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第127号は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第128号につきまして、御質疑ございますか。

(ございません、の声)

○門傳委員

ちょっと待ってください。

これ、11月23日の有権登録者数ですよ。115, 145人。今日の新聞は、10月9日現在の人数で掲載されているのです。115, 026人と。

選挙としては、こちらの115, 145人でやるということですね。

○細田委員長

答弁、佐藤係長。

○佐藤係長

今朝の新聞につきましては、直近の選挙の補欠選挙の選挙時登録の基準日である10月9日が載っておりまして、今、委員会でこの議案を出してございますので、新聞掲載は昨日の時点で直近のものとなりますと10月9日の基準日、参議院の補欠選挙の人数を載せてらっしゃるのかと存じます。

以上になります。

○門傳委員

はい、了解です。

○細田委員長

よろしいですか。

ほかになれば質疑を終結いたします。

議案第128号につきまして、現案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第129号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、議案第129号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明をお伺いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第129号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年11月23日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

裏面を御覧いただきまして、朝霞市役所、それから朝霞台出張所の期日前につきまして、それぞれ投票管理者、職務代理者について掲載してございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(ございません、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第129号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第129号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第130号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、議案第130号、期日前投票所の投票立会人の選任についてを議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第130号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年11月23日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

ということで、裏面へ行きますと、市役所、それから朝霞台出張所で行われる期日前投票所の投票立会人につきまして記載してございます。

以上です。

○細田委員長

はい、ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(ございません、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第130号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第130号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第131号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、議案第131号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任についてを議題といたし

ます。

説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第131号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和元年11月23日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

市内23投票所の投票管理者とその職務代理者の一覧を記載してございます。

以上です。

○細田委員長

はい、ありがとうございました。

議案第131号につきまして、何か御質疑ございますか。

(ありません、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第131号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第132号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、議案第132号、投票所の投票立会人の選任についてを議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第132号、投票所の投票立会人の選任について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり

選任することについて議決を求める。

令和元年11月23日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙の方には、表裏にわたりまして、23投票所の投票立会人、それぞれ3人ずつの氏名が記載してございます。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

議案第132号につきまして、何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第132号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第132号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市議会議員一般選挙関係

議案第133号 選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について

○細田委員長

次に、議案第133号、選挙運動に関する支出金額の制限額の決定についてを議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

高田次長。

○事務局・高田主幹兼局次長

議案第133号、選挙運動に関する支出金額の制限額の決定について。

令和元年12月1日執行の朝霞市議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年11月23日提出、朝霞市選挙管理委員会委員長。

金額としては、4,603,700円でございます。

裏面が資料になってございます。こちらの方は、選挙運動に関する支出金額の制限額は、公職選挙法の法令に基づきまして選挙管理委員会で定めるものとなっております。先ほど議決いただきま

した、選挙人名簿登録者数115,145人。こちらに基づきまして、記載してある計算式に基づきまして、100円未満は切上げで計算いたしますと、4,603,700円。こちらの方が制限額ということになります。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、議案第133号につきまして、御質疑ございますか。よろしいですか。

(はい、の声)

いいですか。質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第133号につきまして、現案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第133号は原案のとおり承認されました。

この際でございますが、委員の方から何かございますか。よろしいですか。

事務局から、何か報告事項とかございますか。

○事務局・高田主幹兼局次長

特にございません。

5 閉会

○細田委員長

ほかにないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。